東京医科大学　研究インテグリティの確保に関する規程

（目的）

第１条 この規程は、東京医科大学（以下「本学」という。）における研究の健全性・公正性（以下「研究インテグリティ」という。）を確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

（定義）

第２条 この規程において「研究者」とは、本学において研究活動を行う全ての者をいう。

（学長の責務）

第３条 学長は、本学における研究インテグリティを確保するため、マネジメント体制の整備を図るものとする。

（研究者の責務）

第４条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について所属機関等に開示を行うものとする。

（統括責任者）

第５条 本学に、研究インテグリティの確保に係るマネジメント（以下「研究インテグリティ・マネジメント」という。）に関する業務を統括するため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

２　統括責任者は、学長が指名する。

（委員会）

第６条 本学の研究インテグリティの確保に係る重要事項を審議するため、東京医科大学研究戦略推進会議規程第２条第２項の定めるところにより、研究戦略推進会議（以下、「会議」という。）のもとに研究インテグリティ推進部会（以下、「部会」という。）を設ける。

2 部会にて審議した内容は会議に報告し、必要により追加審議することとする。

3 部会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

(1) 統括責任者

(2) 会議構成員のうち、統括責任者が選任したもの

(3) 以下に関わり、統括責任者が選任したもの

① 知的財産、利益相反・責務相反に関わる総務課職員

② 経歴・兼業管理等に関わる人事課職員

③ 留学生や研究生の受け入れや在籍管理に関わるアドミッションセンター、総合事務センター職員

④　研究業績に関わる図書館、情報システム、総合事務センター教職員
⑤　産学連携、共同研究、多機関連携に関わる研究支援課・研究推進センター職員
(4) その他学長が必要と認めるもの

4 部会に部会長を置き、統括責任者をもって充てる。
5 部会長は、部会を招集し、議長を務める。
6 部会は、構成員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
7 部会長は、必要に応じて構成員以外の者を部会に出席させ、意見を求めることができる 。

（審議事項）
第７条会議及び部会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
(1) 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
(2) 研究インテグリティの確保に係る研修・啓発活動に関する事項
(3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
(4) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
(5) その他本学の研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項

（事務）
第８条 委員会及び部会の事務は、研究支援課が行う。

（相談窓口）
第９条 研究インテグリティの確保に関する相談又は報告を受け付けるため、研究支援課に相談窓口を置く。
２ 相談窓口の職員は、相談又は報告を受け付けた場合は、必要に応じて統括責任者に報告するものとする。

（改廃）
第１０条 この規程の改廃は、研究戦略推進会議にて協議し、学長が行う。

附　則
１．この規程は、令和７年９月１６日から施行する。